

税源移譲により平成19年から

市・県民税が変わります。

三位一体改革の一環として、市民の方が納めた税金が直接ご自身の身近な自治体に反映するように、国の所得税から地方の住民税（市・県民税）へ3兆円規模の税源移譲が行われます。

税率を変更します

■ 地方自治体の自主財源をより多く確保するため、市・県民税の税率が一律10%になります。
 ■ 所得税は所得再配分機能が発揮されるように、より累進的な税率構造（最低税率5%、最高税率40%）になります。



税率の改正内容

所得税			
改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円	10%	～195万円	5%
330万円～900万円	20%	195万円～330万円	10%
900万円～1,800万円	30%	330万円～695万円	20%
		695万円～900万円	23%
		900万円～1,800万円	33%
1,800万円～	37%	1,800万円～	40%

市・県民税			
改正前		改正後	
課税所得	税率	改正後	税率
～200万円	5%	一律	10%
200万円～700万円	10%		
700万円～	13%		

税源移譲による税率が適用される時期

- 所得税**
 - 給与所得者…平成19年1月分の給与の源泉徴収から
 - 個人事業主…平成20年3月の確定申告から（平成19年分。予定納税は19年7月から）
 - 年金所得者…平成19年1月以降の年金の源泉徴収から
 - 退職金…平成19年1月1日以降の退職金の支払いから
- 市・県民税**
 - 給与所得者…平成19年6月分の給与の特別徴収から
 - 個人事業主、年金所得者…平成19年6月の納税通知書から
 - 退職金…平成19年1月1日以降の退職金の支払いから

例 税源移譲による所得税、市・県民税の負担増減額

※モデルケースであり、実際の税負担とは異なります。

給与収入	単身の場合						夫婦、子2人の家庭の場合					
	所得税			市・県民税			所得税			市・県民税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
300万円	124,000	62,000	△62,000	64,500	126,500	62,000	0	0	0	9,000	9,000	0
500万円	258,000	160,500	△97,500	163,000	260,500	97,500	119,000	59,500	△59,500	76,000	135,500	59,500
700万円	474,000	376,500	△97,500	307,000	404,500	97,500	263,000	165,500	△97,500	196,000	293,500	97,500

何が変わるの？



個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税および個人住民税（市・県民税）の役割分担の明確化を図ります。なお、税源移譲では税負担が変わりません。



ただし同時期に定率減税が廃止されることや皆さんの収入の増減など別の要因により実際の負担額は変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

具体的な内容を次から説明していきましょう。

控除を新設します



調整控除

所得税と市・県民税では、人的控除に差があり、所得税で税率を調整してもなお、税負担が増えてしまうことから、下記のとおり減額します。



市・県民税の合計課税所得金額（課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合

① 所得税と市・県民税の人的控除の差額の合計
 ② 住民税の合計課税所得金額

市・県民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

① 人的控除の差額の合計（住民税の合計課税所得金額－200万円）の5%を所得割額から差し引く
 ※ただし、この額が2500円未満の場合は2500円

市・県民税における住宅借入金等特別控除

所得税の減少により、当初の見込み額とおりの税額控除が受けられない場合、控除不足となる分を申請（3月15日まで）に基づき翌年度の市・県民税から控除します。ただし、平成11年から平成18年までに入居した方に限りです。

市・県民税から減額される金額

- ① 次の①か②を差し引いた額（マイナスの場合は0円）
- ② 次のいずれか小さい額
- イ その年の住宅借入金等特別控除額
- ロ 改正前の税率による所得税額
- ③ 改正後の所得税額

市・県民税

平成19年度（平成18年分）



定率減税が廃止

平成11年度の税制改正で、当時著しく停滞した経済状況に対応するため設けられましたが、その後経済状況が改善されていることから、定率減税は廃止されることになりました。

主な税制改正

所得税 平成18年度分

定率減税が変わりました

定率減税が10%、最高12万5千円に変わりました。

住宅耐震改修特別控除

一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、その費用の10%（最高20万円）を住宅耐震改修特別控除として、所得税額から控除することとされました。この控除を受けるためには、飯山市長が発行する「住宅耐震改修証明書」などが必要です。

寄付金控除の適用下減額引き下げ

寄付金控除を受けられる適用額の下限が、これまでの1万円から5千円に引き下げられました。

確定申告を要しない小額配当の対象が変更

1回の支払額が次により計算した金額以下である配当が対象となります。

10万円×配当計算期間の月数（最高12か月）÷12

確定申告は自分で書いてお早めに！

信濃中野税務署

■自宅のパソコンで申告書が作成できます

国税庁ホームページではパソコンで確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。



入力画面のガイダンスに従って入力し印刷することで、申告書が簡単に作成できます。添付書類を添えて、郵送などでも税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

■e-Taxで申告できます

自宅や事務所からインターネットで申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」をぜひご利用ください。

e-Taxのご利用方法など詳しくは

・e-Taxホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

・ヘルプデスク ☎ 0570-015901

でご確認ください。

■納税は安全・便利な振替納税を

振替納税のご利用は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、金融機関の口座届出印を押印し、3月15日の納期限（個人事業者の消費税・地方消費税は4月2日）までに税務署またはご利用される金融機関にご提出ください。「依頼書」は税務署・金融機関・市役所に用意してあるほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

●所得税の振替納税振替日 4月20日（金）

●個人事業者の振替納税振替日 4月26日（木）

段階的に縮小・廃止

平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前出生）の方で前年中（平成18年）の合計所得が125万円以下の方の非課税措置が段階的に縮小・廃止されますが、平成19年度は次のとおり課税されます。

- ◇市均等割 2000円
- ◇県均等割 600円
- ◇所得割 税額の3分の2